

総務事務センター契約業者等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総務事務センター所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、総務事務センターに総務事務センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、原則として執行予定額が100万円（ただし、「埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年埼玉県条例第115号）により長期継続契約ができる契約に係るものについては、100万円に当該契約の契約年数を乗じて得た額）を超え、所長決裁に係るものについて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 所長

副委員長 副所長

委員 主幹、その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員にその説明又は意見を聞くことができる。

3 委員会の事務局は、総務・旅費事務担当に置く。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

2 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

ただし、委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

3 委員会は、委員会を組織する者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は非公開とし、出席者は、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(内申等)

第5条 第2条に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その業務委託等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

(1) 契約業者等選定調書

(2) その他必要な資料

(決定)

第6条 第2条に規定する事項は、委員会の審議に基づき、総務事務センター所長が決定する。

(議事録等)

第7条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、総務事務センターにおいて情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第5条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第5条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する

「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

総務事務センター契約業者等選定委員会事務処理要領

第1 この要領は、総務事務センター契約業者等選定委員会要綱に基づき、総務事務センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の事務を適正に処理するため、必要な事項を定める。

第2 委員会は、当該契約を実施する担当グループの副所長又は主幹の次の事項の内申に基づいて開催する。

- (1) 指名競争入札及び随意契約の相手方並びに契約方法の審査
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札時における資格条件の審査

第3 契約業者等を選定しようとするときは、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業者の確実性、信用性
- (2) 業者の技術的適性
- (3) 社会的貢献度
- (4) 県内業者及び県内中小業者の優先
- (5) その他契約履行に必要な条件

第4 契約業者等の内申数は、原則として5者以上とする。

第5 契約業者等の選定については、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

